



都市計画法の改正

『都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律』
(平成18年5月31日法律第46号)

都市計画法の改正については、県土づくりニュース7月号で一度お知らせしました。その際は、法の施行日は、別途政令で定めることとなっておりましたが、内容ごとに、平成18年8月30日、平成18年11月30日、平成19年11月30日と段階的に施行されることとなりましたので、再度お知らせします。

今回の法改正に伴い、**大規模集客施設等※1**の立地規制の強化をはじめ、都市計画提案制度の充実や、開発許可制度の内容の見直しが図られることとなります。

これにより、大規模集客施設の立地可能な用途地域が制限されるほか、従来立地が可能であった用途地域の指定の無い地域（白地地域）においても、原則として立地が規制されることとなります。

また、都市計画提案制度については、提案できる者の範囲が、一定の開発事業者等にまで拡大されることとなります。なお、制度の変更にあたり、県では「**県が定める都市計画の決定等の提案に関する事務処理要領**」※2を制定しております。

開発許可制度に関しては、市街化調整区域内での大規模開発に対する許可基準が廃止されるとともに、従来開発許可の対象外であった病院、学校等の公共公益施設も開発許可の対象となるよう見直しが行われております。

なお、大規模集客施設の立地規制の強化と開発許可制度の内容の見直しは平成19年11月30日、都市計画提案制度の充実については平成18年11月30日と施行日が異なりますので、御注意願います。

※1 大規模集客施設：改正法では、床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等と規定しています。

※2 県が定める都市計画の決定等の提案に関する事務処理要領：次ページ「都市計画提案制度」を参照願います。

☆法改正に係る変更点については、都市計画課のホームページでもその概要をお知らせしておりますので、御参照願います。

⇒ <http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/>

(「岩手県都市計画課」で検索すると便利です。)

都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、土地所有者、まちづくりNPO又は一定の開発事業者等が、都道府県又は市町村に対し、都市計画区域内の一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画を提案することができる制度です。

提案を受けた都道府県又は市町村は、提案を基に都市計画を決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、都市計画の決定等の手続を行います。

県では、この都市計画提案制度を円滑に運用するため、「県が定める都市計画の決定等の提案に関する事務処理要領」を制定しました。

県が定める都市計画の提案については、県庁都市計画課計画整備担当までお気軽に御相談ください。お待たせさせないために、事前に連絡をくださるようお願いします。

「県が定める都市計画の決定等の提案に関する事務処理要領」（岩手県都市計画課ホームページ内）

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/03toshi/0308teian/teian.htm>

県が定める都市計画の一例は、次のとおりです。

都市計画の種類	左の内容等	
区域区分	市街化区域と市街化調整区域との区分	
地域地区	重要港湾に係る臨港地区、流通業務地区、面積が10ha以上の風致地区	
都市施設	道路	一般国道、都道府県道、4車線以上のその他の道路、自動車専用道路
	公園、緑地等	面積10ha以上
	下水道	流域下水道
	産業廃棄物処理施設	
	河川	一級河川、二級河川
	一団地の官公庁施設	
	流通業務団地	
市街地開発事業	面積が50haを超える土地区画整理事業、面積が3haを超える市街地再開発事業	

問い合わせ先

都市計画課

TEL 019-629-5889